

経営会議の内容

件 名	大和市社会教育委員に関する条例の一部改正について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成25年10月28日（月） 9：25～ 9：50 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、生涯学習センター館長
提 出 理 由	第3次一括法の公布により、社会教育法が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱基準を条例に定める必要性が生じたことから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・社会教育委員の委嘱基準について、県内で独自性を出そうとしている市はあるのか。 （所管部）文部科学省令で示す参酌基準に、公募による市民を追加しようと検討している市がある。その他に独自性のある基準を定めようとしている市はない。 ・本市が現在委嘱している社会教育委員の構成を見ると、学校教育の関係者として小学校の教育に携わっている者が選出されている。中学校、高等学校の教育に携わっている者が選出されていない理由はどのようなものか。 （所管部）現在の委員の任期中には家庭教育に関連する事案を重点的に審議して貰いたいと考えたため、家庭教育の向上に資する活動を行う者を多く選出した。そのため、学校教育の関係者は1名となり、小学校の教育に携わる者を選出した。 ・現在の社会教育委員の年齢構成はどうか。また、どのような時間帯に委員会を開催しているのか。夜間に開催することもあるのか。 （所管部）現在の社会教育委員の平均年齢は約60歳となっている。 委員会の開催時間は、委員が多く出席できるよう配慮しており、夜間に開催することもある。
会議結果	案のとおり、進めていく。